

公衆浴場・旅館業の入浴設備における 「水質基準」・「浴槽水の消毒」 変わりました

公衆浴場法施行細則・旅館業法施行細則の一部が改正され、「①水質基準」と「②浴槽水の消毒」が変わりました。令和4年4月1日から全ての公衆浴場及び旅館業の営業施設で新しい基準が適用されています。

① 水質基準

公衆浴場法施行細則：第12条第1項、第2項
旅館業法施行細則：第5条第1号、第2号

水質基準について、次の表のとおり赤字部分が新しくなりました。

検査項目	基準		検査方法
	原湯、上がり用湯 (原水、上がり用水)	浴槽水	
色度	5度以下		比色法又は透過光測定法
濁度	2度以下	5度以下	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
pH 値	5.8以上 8.6以下		ガラス電極法
全有機炭素 (TOC) の量	3 mg/L 以下	8 mg/L 以下	全有機炭素計測定法
 全有機炭素 (TOC) の量の測定結果によることが不適切な場合※			
過マンガン酸カリウム消費量	10 mg/L 以下	25 mg/L 以下	滴定法
大腸菌	検出されないこと		特定酵素基質培地法
大腸菌群		1個/mL 以下	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu 未満/100mL)		ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

※塩素化イソシアヌル酸等により消毒している場合等は、全有機炭素 (TOC) の量ではなく従来どおり過マンガン酸カリウム消費量を検査します。

水質検査と結果報告

新しくなった基準に基づいて1年に1回以上の水質検査を実施し、水質検査結果報告書を区福祉保健センターへ提出してください。

検査実施

原湯・上がり用湯・浴槽水の水質について1年に1回以上検査を実施

結果報告

検査結果が不適合の場合

- 電話等で直ちに施設所在区の福祉保健センター生活衛生課へ報告
- 原因を究明し、状況に応じて清掃、消毒等の適切な措置を実施
- 場合により原水、上がり用水の水質検査を実施

検査結果によらず全ての場合

水質検査結果報告書を施設所在区の福祉保健センター生活衛生課へ提出

- 公衆浴場：「公衆浴場水質検査結果報告書」
- 旅館・ホテル：「旅館業施設水質検査結果報告書」

全有機炭素 (TOC) の量と過マンガン酸カリウム消費量、どちらを検査する？

水中の有機物の指標として、これまで過マンガン酸カリウム消費量を測定していました。しかし、国の研究で、水中の有機物の指標としては、過マンガン酸カリウム消費量よりも全有機炭素 (TOC) の量の方が精度及び感度において有効であるという結果が示されました。

このため、公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則においても、水中の有機物の指標として、**原則、全有機炭素 (TOC) の量を測定する**よう定めました。

ただし、全有機炭素 (TOC) の量の測定結果によることが不適切な場合は、従来通り過マンガン酸カリウム消費量を測定することとします。例えば、消毒剤として塩素化イソシアヌル酸を使用している場合には、消毒剤の成分まで全有機炭素 (TOC) の量として測定してしまうことがわかっているため、全有機炭素 (TOC) の量を有機物の指標とすることは不適切となります。

② 浴槽水の消毒

公衆浴場法施行細則：第13条

旅館業法施行細則：第5条第7号

浴槽水の消毒について、次のとおり赤字部分が新しくなりました。

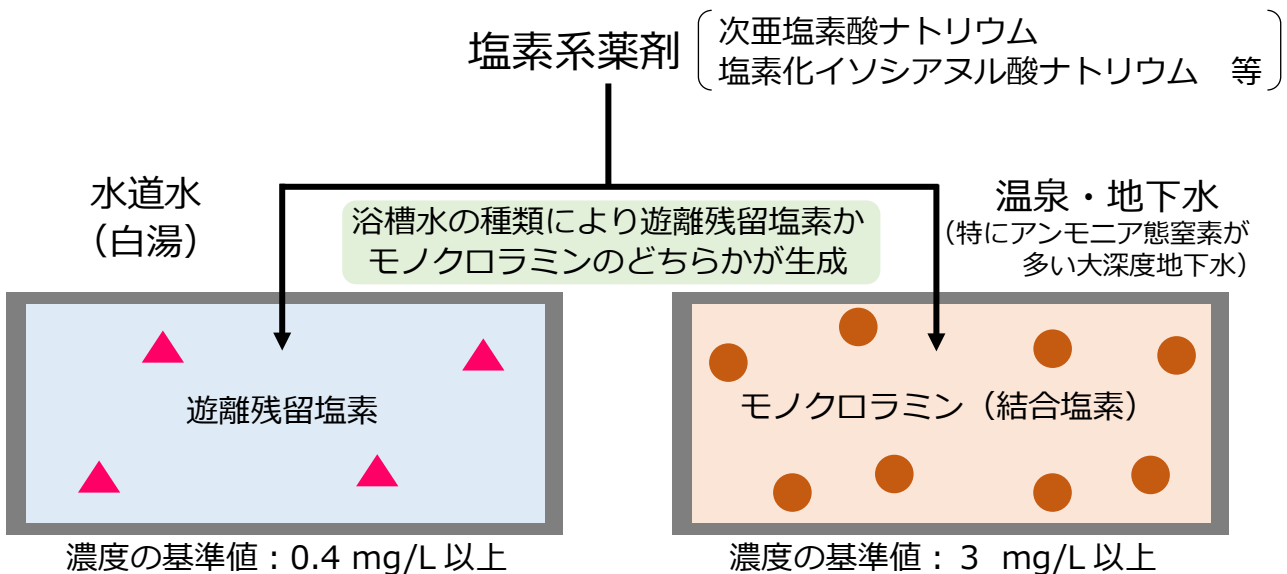
- 塩素系薬剤を使用すること
- 浴槽水中の塩素濃度を頻繁に測定すること
- 遊離残留塩素濃度の場合は **0.4 mg/L 以上**、
結合塩素のモノクロラミン濃度の場合は 3 mg/L 以上 とすること

これまでは
遊離残留塩素濃度
0.2 mg/L 以上でした

塩素系薬剤による消毒

浴槽水に塩素系薬剤を投入すると、浴槽水の種類により、遊離残留塩素か結合塩素のモノクロラミンのどちらかが生成されます。

消毒用塩素剤を投入しても遊離残留塩素が検出されない場合は、温泉等の成分により浴槽水中でモノクロラミンが生成している可能性があります。



モノクロラミンによる消毒は？

モノクロラミンは遊離塩素で消毒することが難しいアルカリ水質、アンモニア態窒素・鉄・マンガンが含まれる水質などに対して安定した消毒効果があります。そのため、**温泉や地下水の消毒に適しています**。塩素系薬剤であれば、これまでと同じ薬剤が利用できますが、白湯を遊離残留塩素で消毒する場合と比較して、使用する薬剤の量が多くなる場合があります。

温泉や地下水を利用した浴槽水の消毒方法にご不明な点がある場合は、区福祉保健センター生活衛生課にご相談ください。

手引書・点検表の改訂

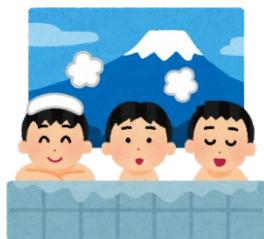
公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行細則では、施設の維持管理を行うための「手引書」及び「点検表」を営業者が作成することを定めています。施設に備え付けている手引書及び点検表について、水質基準や浴槽水の消毒を記載している部分を新しい内容に改訂し、従事者全員が新しい基準に対応できるようにしてください。

公衆浴場の営業者の皆様へ

混浴制限年齢

公衆浴場法施行条例：別表第1第2項第22号

公衆浴場法施行条例で定めている男女の混浴制限年齢を「10歳以上」から「おおむね7歳以上」に引き下げました。



お問い合わせは施設所在区の福祉保健センターまでお願いします

福祉保健センター 電話番号

鶴見区 045-510-1845

神奈川区 045-411-7143

西区 045-320-8444

中区 045-224-8339

南区 045-341-1192

港南区 045-847-8445

福祉保健センター 電話番号

保土ヶ谷区 045-334-6363

旭区 045-954-6168

磯子区 045-750-2452

金沢区 045-788-7873

港北区 045-540-2373

緑区 045-930-2368

福祉保健センター 電話番号

青葉区 045-978-2465

都筑区 045-948-2358

戸塚区 045-866-8476

栄区 045-894-6967

泉区 045-800-2452

瀬谷区 045-367-5752

令和5年4月作成

作成者：横浜市医療局生活衛生課（横浜市中区本町6-50-10）

電話番号：045-671-2456 FAX:045-641-6074

E-mail：ir-seikatsueisei@city.yokohama.jp

※個別のお問い合わせは上に記載の区福祉保健センターにお願いします。